

長期住所不明組合員のみなし自由脱退について

2018年4月25日
津山医療生活協同組合
理事長 井ノ上 義明

津山医療生活協同組合定款第10条の2により、「組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。」の規定に基づき、当該事業年度末（2019年3月31日）において脱退処理手続きを行う予定です。

事業所（医療福祉複合施設玄関）に「長期住所不明組合員の名簿」を掲載します。ご自分のお名前が掲載されている組合員は、至急住所変更等の手続きをお願いいたします。

なお、長期住所不明組合員の自由脱退手続きをさせていただいた方でも、住所が判明した場合は、その時点で従来の出資金額をもって登録をさせていただきます。

<長期住所不明組合員>

阿井 周一	瀧川 和子	瀧川 重勝	浅山 昇	荒田 幹治	池上 二郎
池上 真寿雄	石井 岩吉	石川 三郎	石原 猛	石原 廣子	井上 賢治
植田 義知	遠藤 摩耶子	遠藤 隆也	大田 孝志	岡田 総	小野 父美子
片岡 清	桂 ルミ	加藤 修	川成 和也	岸 善作	岸部 隆男
黒田 千明	黒田 ツ子ヨ	小出 浩子	甲元 嘉枝	小林 良洋	酒井 信康
佐藤 弘文	杉本 巖	須崎 崇子	瀬島 紘一	高山 年明	竹内 貞子
竹内 真則	只友 敏史	田中 雪枝	田淵 行作	玉崎 喜代子	辻 亮之助
堤 豊治郎	堤 百合子	土手 勝美	内藤 千絵	中江 康夫	中島 幸一
中畑 正	中藤 儀正	難波 充	西元 実	林田 達男	早瀬 康正
桧尾 榮一	広川 一秀	福島 秀夫	藤本 幸恵	筆保 進	前田 仁
松岡 亮介	松永 定子	三谷 清一	宮慶 兼一	村上 年男	山形 尚史
山口 志津	山崎 薫	山崎 行正	山田 増子	山本 明道	山本 満
山本 美千代	山本 幸枝	和治元 成松	和田 尚徳		